

令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での
学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

和泉市

1. 件名

令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務

2. 概要及び目的

和泉市内の小・中学生を対象とした校外での学習支援事業の一環として、学校で使用するAIドリルと同一のものを効果的に活用することで、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小・中学生に対し、場を提供するとともに学習支援を実施し、学習習慣の定着、学習意欲や学力の向上を目的とした取組みとして、校外での学習支援事業を実施する。また、学習履歴の確認支援方式については、学校と家庭がともに子どもたちの学習環境を整えることも目的とする。

なお、本実施要領において、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

このようなことから、事業者の持つノウハウやスキルを活かす提案を求めるため、公募型プロポーザル方式にて選定を行うものである。

3. 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 契約方法

公開型プロポーザル方式による随意契約。

ただし、「8. 参加資格要件」を満たすこと。

契約締結予定：令和7年2月下旬

5. 契約保証金

和泉市財務規則による

6. 提案限度額

117,446,000円（税抜き）

※129,190,600円（消費税及び地方消費税を含む）

見積費用には打合せ会議への出席その他連絡調整に係る経費、並びに事業実施に係る準備等に係る費用を全て含めること。ただし、会場予約、及び借り上げ料については、市負担とする。

7. 委託料の支払い条件

年度ごとに業務完了報告書を提出し、検査に合格したときは、委託者に支払い請求した上で、支払うものとする。ただし、令和6年度は除く。

8. 参加資格要件

申請時において、次の（１）（２）のいずれかの条件を満たし、（３）のすべてに該当すること。なお、（２）の場合は提出書類の審査が必要です。

- （１）和泉市における令和６・７年度入札参加資格を有している者。
- （２）本市の入札参加資格を有していない場合は、参加表明書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より３か月以内）の提出ができること。

- ①印鑑登録証明書の写し
- ②商業登記簿謄本（登記事項証明書）の写し（法人の場合のみ）
- ③直近１年間の事業の決算報告書一式の写し（法人の場合のみ）
- ④直近１年間の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書の写し（個人の場合のみ）
- ⑤国税の納税証明書〔その３の３〕の写し（法人の場合のみ）
- ⑥国税の納税証明書〔その３の２〕の写し（個人の場合のみ）
- ⑦直近２年間の市税の納税証明書（本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ）
- ⑧委任状（受任者を立てる場合のみ）
- ⑨使用印鑑届
- ⑩暴力団排除に関する誓約書

- （３）次の要件を満たす者であること。

- ①地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者。
- ②国税及び市税（和泉市に本店、支店または営業所のあるものに限る）を滞納している者でないこと。
- ③和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成１７年制定）に基づく指名停止等または大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- ④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続きの開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- ⑤参加表明者、参加表明者の役員又は従業員が過去１０年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- ⑥参加表明書提出時点で、小・中学生を各３０人以上対象とした塾を５年以上経営

し、教員免許を有する者が塾講師等として在籍していること。

公募開始日から起算して過去5年間で、自治体を対象とした「校外での学習支援事業」を実施し最後まで履行した実績を有すること。

9. 業務内容

別紙「令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

10. 実施要領等の配布期間

(1) 配布方法：和泉市ホームページから実施要領等をダウンロード出来る。

(2) 配布期間：公募開始日から令和7年1月15日（水）まで

(3) 配布資料

- ① 令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務公募型プロポーザル実施要領
- ② 令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務公募型プロポーザル仕様書
- ③ 令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務公募型プロポーザル選定評価基準書
- ④ 令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- ⑤ 令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務公募型プロポーザル質疑書（様式1ー2）
- ⑥ 企画提案書（様式2）
- ⑦ 法人・団体の概要（様式3）
- ⑧ 価格提案書（様式4）
- ⑨ 参加辞退届（様式5）
- ⑩ 業務委託契約書（案）
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約書（様式6）
- ⑫ 実績報告書（様式7）
- ⑬ 委任状
- ⑭ 使用印鑑届
- ⑮ 令和7年度いずみ希望塾日程一覧（予定）（別紙）

※令和8年度の日程一覧（予定）については、決定次第、委託事業者に提供を行う。

11. 評価基準

公募型プロポーザル方式において評価項目ごとに設定している評価の視点を踏まえて選定を別紙「選定評価基準書」のとおり行う。

1 2. 選定方法

- (1) 選定は1次選定及び2次選定の2段階選定方式により行う。
- (2) 1次選定は、事務局により実績報告書及びコスト面について行い、5者を選定する。ただし、参加表明者が5者以内の場合は1次選定を省略し、2次選定のみ実施する。
- (3) 2次選定は、選定委員会により評価基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査により行う。
- (4) 選定の結果、選定委員のプレゼンテーション評価点の合計が満点（1020点）の6割（612点）以上で、かつ総合得点合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に総合得点合計の高い者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と随意契約の交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次点交渉権者と交渉を行う。申請が1者の場合も同様に選考を実施する。
- (5) 総合得点合計が同じ者が2者以上あるときは、プレゼンテーション評価点のうち「提案内容の適格性」の合計点が高い方を上位とする。
- (6) 選定結果は、参加者すべてに通知する。

1 3. 参加表明書および質疑書等の提出

- (1) 提出書類：① 参加表明書兼質疑書（様式1、様式1ー2）
② 実績報告書（様式 7）
③ 和泉市における令和6・7年度入札参加資格を有していない場合は、8（2）に掲げる書類
- (2) 提出期限：令和7年1月15日（水）17時まで※土日祝は除く
※質疑書のみ令和7年1月24日（金）17時まで
- (3) 提出場所：和泉市教育センター
（Eメール：kyouken@city.osaka-izumi.lg.jp）
- (4) 提出方法：・上記（1）質疑書以外の提出資料は、
郵送（書留郵便にて期限必着）または持参
・質疑書は電子データでメールにて提出
- (5) 参加資格の有無の通知：①通知日：令和7年1月16日（木）
②参加表明書に記載のE-mailアドレスに通知
- (6) 質疑の回答期日・方法：令和7年1月28日（火）17時までに質疑書に記載されたメールアドレスに回答を送信する。
※なお、市が必要と認めた場合には、市が質疑を追加することがある。

14. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式2） 評価規準の項目に沿って作成すること。 令和7・8年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務公募型プロポーザル仕様書記載の業務を実施するための企画について、次の事項を含め提案すること ①業務の基本方針 ※業務目的を理解したうえで、本事業の基本方針を提案すること。 ②業務の内容 ※市が用意するAIドリルを教材として活用することとし、事業実施手順、指導内容、またAIドリルの学習履歴の活用方法を提示すること。（なお、導入するAIドリルについては、令和7年2月中に決定見込み） ③業務の実施体制 ※当該業務に従事する専門講師・指導者等への研修の実施、市担当課・学校との連絡体制・役割分担、災害や事故等による緊急時への対応策など、提案する業務内容を円滑に実施するための体制を提示すること。特に、専門講師については、これまでの実績や現在の指導状況などをくわしく提示すること。 ④その他
イ 法人・団体の概要（様式3）
ウ 価格提案書（様式4）

(2) 提出部数：

- ・企画提案書（様式2）の原本1部、副本9部（1部ごとファイルに綴ること）
- ・法人・団体の概要（様式3）及び価格提案書（様式4）の原本各1部（企画提案書原本のファイルに綴ること）

※副本には団体（会社）名又は商号等提案事業者を特定できる情報は削除すること。

(3) 提出期限：令和7年2月4日（火）17時まで（必着）※土日祝は除く

(4) 提出場所：和泉市教育センター

(5) 提出方法：持参または郵送（書留郵便にて期限必着）

※受付時間は、土・日・祝日を除く9時～17時まで

15. 1次選定の実施

(1) 1次選定結果通知：令和7年2月5日（水）を予定

(2) 実施方法：実績報告書及びコスト面により選定を行う。

※5者に満たない場合は1次選定を行いません。

16. 2次選定（プレゼンテーション審査）の実施

(1) 実施日時：令和7年2月12日（水）を予定。

なお、正式な日時等については、参加表明書に記載のE-mailアドレスに令和7年2月5日（水）に通知予定。

(2) 実施場所：和泉市教育センター 予定

※時間・場所の詳細については事業者ごとに設定し、後日連絡。

(3) 実施方法

- ① 時間は1者につき概ね35分とする。(プレゼンテーション20分、質疑等15分)
- ② 参加できる人数は1者あたり正規社員3名までとする。
- ③ プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うものとし、パソコンの持ち込み機器の使用は可とする。ただし、セッティング時間はプレゼンテーション時間に含まれる。(プロジェクター・スクリーン・HDMI ケーブルは、市で準備する。)※プロジェクターはEB-535W (EPSON)
- ④ 実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリング審査は記録用として録音する。
- ⑥ 会場内での発言については、企画提案書と同等の取り扱いとする。
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。議事録は、優先交渉権者となった場合は、速やかに提出することとし、優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。

(4) 優先交渉権者の選定について

- ① 各選定委員のプレゼンテーション評価点の合計が満点(1020点)の6割(612点)以上で、かつ総合得点合計が最高得点の者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点交渉権者とする。
- ② 総合得点合計が同じ者が2者以上あるときは、プレゼンテーション評価点のうち「提案内容の適格性」の合計点が高い者を上位とする。
- ③ 優先交渉権者の選定は、参加者が1者の場合であっても、評価基準に基づき、同様に選定を行う。

(5) 評価基準及び配点

プロポーザル選定評価基準書（別紙1）による。

17. 選定結果の通知について

優先交渉権者の特定後、企画提案者全員に対してプロポーザル選定結果通知書により通知する。

18. 選定結果の公表について

優先交渉権者の特定後、次の内容を和泉市ホームページで公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点合計
- ② 全参加者の名称
- ③ 全提案事業者の名称（申込順）
- ④ 全提案事業者の総合得点合計（得点順）
- ⑤ 全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥ 選定委員の所属及び氏名

※ただし、③と④、③と⑤の対応関係については明らかにしない。

※提案事業者が2者の場合は、④は公表しないこととする。

- ⑦ 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）

19. スケジュール

項目	日時
配布期間	公募開始日から令和7年1月15日（水）まで
参加表明書の提出	令和7年1月15日（水）17時まで
参加資格の有無の通知	令和7年1月16日（木）
質疑書の提出	令和7年1月24日（金）17時まで
質疑書に対する回答	令和7年1月28日（火）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年2月4日（火）17時まで
1次選定結果及び2次選定日時の通知	令和7年2月5日（水）予定
2次選定（プレゼンテーション審査）の実施	令和7年2月12日（水）予定 ※正式な日時等については対象事業者に別途通知
選定結果の通知・公表	令和7年2月13日（木）予定

20. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 実施要領に違反した場合。
- (3) 仕様書に規定する内容を満たさない場合。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結日までに、資格要件を欠く事由が発生した場合。
- (5) 公正な選定を阻害する事由が発生したと選定委員会が認めた場合。
- (6) 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触を

はかり、接触した事実が認められた場合

2 1. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。(書類は適正に処理し、再使用はしない。)
- (4) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。

2 2. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例(平成10年和泉市条例第32号)の規定に基づき、公開対象となる。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当と考えられる部分については、予め文書により申し出ること。

2 3. 問い合わせ先

和泉市教育センター (担当: 石川)

住 所: 和泉市府中町四丁目20番1号

Eメール: kyouken@city.osaka-izumi.lg.jp

電話番号: 0725-92-6025 (直通)

※申請書類については市ホームページからダウンロードできます。

和泉市ホームページ

<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>

※受付時間: 土、日、祝日を除く9時から17時まで